

石巻市 1

事業名	石巻市太陽光発電等普及促進事業
事業主体	石巻市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	自然エネルギーの利用を促進することにより、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化の防止に資するとともに、市民の皆様の環境に対する意識の高揚を図ります。
補助対象要件	■対象者 ・石巻市内に住所を有し、市税に滞納がない方 [太陽光発電システム] ・令和7年4月1日以後に電力需給契約を締結している方 [蓄電システム、HEMS] ・電力会社と太陽光発電システムに係る電力受給契約を締結している方 ・令和7年4月1日以後に設置完了している方 ■対象システム ・未使用品であるもの [太陽光発電システム] ・系統連系電圧「低圧」、配線方法「余剰配線」 [蓄電システム] ・常時、太陽光発電システムと接続しており、一箇所に固定しているもの [HEMS] ・常時、太陽光発電システムと接続しており、空調、照明等の制御機能を有し、個別に電力使用量を計測及び蓄積できるもの
補助金額等	[太陽光発電システム] 公称最大出力に1kWあたり20,000円を乗じて得た額 (上限：個人80,000円、事業者200,000円、千円未満切り捨て) [蓄電システム] 容量に1kWhあたり20,000円を乗じて得た額 (上限：個人80,000円、事業者200,000円、千円未満切り捨て) [HEMS] 設置に係った費用（上限：20,000円）
補助申請期間	令和8年4月1日（水）～令和9年3月12日（金） ※予算額に達し次第、受付は終了とさせていただきます。
その他	石巻市ホームページの「令和8年度太陽光発電等普及促進事業補助金のお知らせ」ページから手引き及び、申請様式をダウンロードできます。
ホームページ	https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10301000/3369/solar.html
お問合せ先	石巻市市民生活部環境未来推進課 計画推進係 TEL 0225-95-1111（内線3376）

事業名	石巻市合併処理浄化槽設置補助事業
事業主体	石巻市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置を行う方に対し、設置に係る費用の一部を補助します。
補助対象要件	・次の地域を除いた区域内において処理対象人員 10 人以下の浄化槽を設置しようとする方 ・下水道の予定処理区域（下水道事業認可区域） ・農業・漁業集落排水事業実施区域 ・公共下水道事業認可区域見直しによる、認可区域から除外される予定となっている区域 ・申請者が居住する住宅であること ・専用住宅又は総床面積の1/2以上が居住用途である店舗等併設住宅であること ・販売・賃借等営利を目的とした建物ではないこと ・賃借料が発生しない営利目的以外の建物で所有者の承諾が得られること ・浄化槽法に基づく設置の届出の審査又は建築基準法に基づく確認を受けた浄化槽であること ・市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料の滞納がないこと
補助金額等	設置費用への補助 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円 単独処理浄化槽の撤去に要する費用への補助 150,000円(限度額) くみ取り槽の撤去に要する費用への補助 120,000円(限度額) 宅内配管工事に要する費用への補助 330,000円(限度額)
補助申請期間	令和8年4月3日(金)～令和9年3月10日(水) （令和9年3月10日までに実績報告書を提出できること） ※予算がなくなり次第終了となります。
その他	石巻市ホームページに「浄化槽設置整備事業補助金交付制度」について掲載しております。 ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
ホームページ	http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10505200/8063/8063.html
お問合せ先	石巻市建設部下水道管理課 水洗化収納係 TEL 0225-95-1111（内線5696）

事業名	石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん事業
事業主体	石巻市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	個人所有住宅で水洗化工事を行う方に金融機関から無利子の資金融資をあっせんします。
補助対象要件	・処理区域内に住宅を所有又は占有している個人であること ・次のいずれかの排水設備工事を行う場合 ・くみ取り便所を水洗便所に改造するとき ・し尿浄化槽を廃止して排水管を公共下水道等に接続するとき ・台所等の雑排水管を公共下水道等に接続するとき ・市県民税、固定資産税及び次の負担金等を完納していること ・下水道事業受益者負担金 ・下水道事業受益者分担金 ・漁業集落排水事業分担金 ・農業集落排水事業分担金 ・個別処理浄化槽事業分担金 ・次の条件を満たす連帯保証人を有すること ・石巻市内に住所を有している個人 ・市県民税が所得割納税者であること ・市県民税を完納していること
補助金額等	融資あっせん額 ・100万円又は工事費のいずれか低い額 ・貸家・アパートの場合は、その戸数に100万円を乗じた額又は工事費のいずれか低い額
補助申請期間	通年
その他	石巻市ホームページの「排水設備等工事資金融資あっせん制度について」をご覧ください。 ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
ホームページ	http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10505200/35/35.html
お問合せ先	石巻市建設部下水道管理課 水洗化収納係 TEL 0225-95-1111 (内線5684)

石巻市 4

事業名	石巻市定住促進住宅取得等補助金
事業主体	石巻市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	本市への定住促進を図るため、市外から市内に移住をしようとする子育て世帯（15歳以下の子を扶養している又は妊婦を含む世帯）が住宅を取得若しくは賃貸住宅を改修した場合に補助金を交付します。
補助対象要件	取得の場合 (1) 市外に居住し過去 1 年以内に本市に居住したことがない者で、かつ、住宅を取得しようとする意思を持つ子育て世帯 (2) 市内の賃貸住宅に居住している者で、その居住期間が 2 年以内かつ市内の賃貸住宅に居住する前 1 年以内に市内に居住したことがなく、かつ、住宅を取得し、定住しようとする意思を持つ子育て世帯 改修の場合 (1) 市外に居住し過去 1 年以内に本市に居住したことがない者で、かつ、市内の賃貸住宅を改修し、定住しようとする意思を持つ子育て世帯 (2) 市内の賃貸住宅に居住している者で、その居住期間が 1 年以内かつ市内の賃貸住宅に居住する前 1 年以内に市内に居住したことがない者で、居住している賃貸住宅を改修し、定住しようとする意思を持つ子育て世帯
補助金額等	取得の場合 基本額：住宅の新築又は購入に要する費用の 10 パーセント（最大 130 万円） 加算額：多子世帯（交付申請時に 15 歳以下の子が 2 人以上いる場合）の場合 20 万円 空き家バンク活用又は市内業者施工の場合 20 万円 改修の場合 住宅の改修に要する経費の 50 パーセント（最大 50 万円）
補助申請期間	住宅取得に係る契約締結の日（住宅改修に係る契約締結の日）から住宅の引き渡し（改修工事等完了）までの間。
その他	石巻市ホームページに「石巻市定住促進住宅取得等補助金」について掲載しております。 補助申請をしていただく前に、事前相談が必要になりますので、事前相談の予約やご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10051050/igyuu/20210811161432.html
お問合せ先	石巻市企画部SDGs移住定住推進課 推進係 電話：0225-95-1111（内線4224・4223）

事業名	石巻市結婚新生活支援事業補助金
事業主体	石巻市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	市内で新生活を始める新婚世帯に対して、スタートアップに係る費用（住宅取得、家賃、引越費用及びリフォーム費用）を補助します。
補助対象要件	対象世帯：以下のすべてを満たすもの。 （１）令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦であること。 （２）婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること。 （３）課税（非課税）証明書を基に夫婦の所得の合計が500万円未満であること。 （４）過去に夫婦のいずれもが、同様の補助を受けていないこと。 ※申請日時点で貸与型奨学金の返済を夫婦の双方又は一方が行っている場合、当該奨学金の年間返済額を所得から控除した金額とする。 対象住宅：以下のすべてを満たすもの。 （１）石巻市に住宅があること。 （２）申請日時点で夫婦の双方又は一方が住民登録している住宅であること。 （３）住宅の取得、賃借、引越及びリフォームに係る費用において、申請日時点で生活保護による住宅扶助又はその他公的制度による補助金の交付を受けていないこと。
補助金額等	結婚に伴い令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った以下の費用の合計額が補助対象 ・住宅取得費用：住宅（建物のみ）の購入費（住宅ローンの残金を含む）、工事請負費 ・住宅賃借費用：住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当相当額を控除した額 ・引越費用：引越業者または運送業者に支払った費用 ・リフォーム費用：修繕、増築、改築、設備更新等に係る工事費用 【対象外】倉庫・車庫・門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用 ※婚姻前の住宅購入、リフォームについては婚姻日から遡り1年以内かつ令和8年4月1日以降に支払った費用であること。 【補助金額】夫婦共に29歳以下の世帯：60万円 30歳以上39歳以下の世帯：30万円（夫婦のいずれかが29歳以下の世帯を含む）
補助申請期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
その他	石巻市ホームページに「石巻市結婚新生活支援事業補助金」について掲載しております。不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10051050/konkatsu/kekkonshinseikatu/20220408134646.html
お問合せ先	石巻市企画部SDGs移住定住推進課 推進係 電話：0225-95-1111（内線4224・4225）

事業名	石巻市下水道接続助成事業
事業主体	石巻市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	下水道への接続率向上のため、既設の浄化槽又はくみ取り便所を廃止し公共下水道等へ接続工事をする方に助成を行う事業です。
補助対象要件	・石巻市公共下水道事業又は農業集落排水の処理区域の住宅（住宅の延床面積の2分の1以上に相当する部分を専ら住居として使用し、販売を目的としない住宅）を所有している方 ・市税各種並びに下水道事業受益者負担金及び分担金を滞納していない方
補助金額等	・補助金の額は最大20万円を上限とします。(ただし、令和9年度からは、下水道供用開始から3年以内に接続の場合は最大20万円、それ以外は最大10万円になります。) (注) 対象費用が補助金の額に満たない場合、その費用に相当する額（1千円未満の端数を切り捨てた額）となります。
補助申請期間	令和8年4月中旬から令和9年3月12日(金)まで
その他	石巻市ホームページに「石巻市下水道接続助成事業補助金交付について」掲載しております。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10505200/7777/20180330174543.html
お問合せ先	石巻市建設部下水道管理課 水洗化収納係 電話：0225-95-1111（内線5684）